

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
第6章 通 関		第6章 通 関	
第3節 一般輸入通關		第3節 一般輸入通關	
(他法令による許可、承認等の確認)		(他法令による許可、承認等の確認)	
70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用について、次による。 (1)~(4) (省略)		70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用について、次による。 (1)~(4) (同左)	
別表第1 (省略)		別表第1 (同左)	
別表第2		別表第2	
法 令 名	輸入の規制に関する条項	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. 食品衛生法 (昭和22年法律 第233号)	<p>第6条《販売等を禁止される食品及び添加物》  <u>第10条</u>第2項《病肉等の販売等の禁止》  <u>第11条</u>  <u>第12条</u>《添加物等の販売等の制限》    <u>第13条</u>第2項《食品等の基準及び規格》  第16条《有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止》  第18条第2項《器具又は容器包装の規格・基準の制定》  第26条《検査命令》</p>	<p>第6条《不衛生食品等の販売等の禁止》  <u>第9条</u>第2項《輸出國の証明》  <u>第10条</u>《化学的合成品等の販売等の制限》  <u>第11条</u>第2項《食品等の規格及び基準》  第16条《有毒器具等の販売等の禁止》    <u>第18条</u>第2項《器具等の規格及び基準》  第26条《食品等の検</p>	<p>(1) 第27条の規定により厚生労働省食品衛生監視員が交付する「食品等輸入届書」の届出済証又はその写し（当該届出書に「輸入食品等届出済」印が押なつされたもの。ただし、第26条又は第28条の規定により検査が実施されたものについては、「輸入食品等届出済」印のほか「合格証」印が押なつされる。）  (2) 食品衛生法施行規則の別表第12に掲げる食品等については、「食品等輸入届書の写し」</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
口～ト (省略)	第27条《食品等の輸入の届出》 第28条《報告徴収、 検査及び取去》 <u>第68条《おもちゃ及び営業以外の食品供与施設への準用規定》</u> 食品衛生法施行規則 (昭和23年厚生省令第23号) 第32条第1項及び第3項《輸入の届出》	(省略)	口～ト (同左)	查命令》 第27条《食品等の輸入の届出》 第28条《報告・臨検 検査・取去》 <u>第62条《おもちゃについての準用》</u> 食品衛生法施行規則 (昭和23年厚生省令第23号) 第32条第1項及び第3項《輸入の届出》	(同左)